

静 情 審 第 4 号  
令和 8 年 5 月 12 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 下 田 明 宏

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

令和 7 年 3 月 27 日 付け 下土総第 91 号-2 による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

土木工事に係る資機材等の算定に関する文書の部分開示決定に対する審査請求  
（諮問第 269 号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事（以下「処分庁」という。）が別記 2 に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）につき、その一部を静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号該当を理由に非開示としたことは、妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和 5 年 12 月 7 日、審査請求人は、条例第 6 条第 1 項の規定により、処分庁に対し、別記 1 に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行い、同月 11 日、処分庁は、本件開示請求を受け付けた。
- (2) 令和 5 年 12 月 13 日、処分庁は、本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書の情報量が膨大で内容が複雑であることから、開示可否の決定に相当の日数を要するとして、開示決定等期間延長決定を行った。
- (3) 令和 6 年 1 月 24 日、処分庁は、本件開示請求に対し、本件対象公文書を特定し、本件対象公文書の一部を開示する旨の決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 令和 6 年 2 月 22 日付けで、審査請求人は、請求対象公文書に係る本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により処分庁に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行い、同日、処分庁は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、請求対象公文書に係る本件決定を取り消すことを求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

「担当者の氏名」「担当者印影」「連絡先」については、処分庁が当該部分を非開示としたことに異議はない。

#### (2) 条例第 7 条第 3 号該当性について

「法人の印影」「見積書に添付された別紙により不可と回答のあった見積書の項目※①」「見積書を整理した資料に記載されている①に該当する項目」「非開示にする旨記載している見積依頼書により提出された見積書」については、処分庁が当該部分を非開示としたことに異議はない。

#### (3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 「業者名（業者名には、業者名特定可能な住所及び連絡先等の情報を含

む。)」は、当該情報を公にすると、今後、業者から見積りへの協力が得られなくなるなど、実施機関の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれを理由に非開示とされている。

イ 一般的に見積書に記載された単価や金額は、材料又は製品の単価費用や運搬費、取付費及び諸経費等で構成されるが、各法人が見積書を作成する際、その見積項目に対して、要求される仕様や性能を判断し、調達又は製造等に必要な費用の計上について検討を行ったのち、見積書として作成されるため、当該単価や金額は各法人独自の技術力やノウハウ、創意工夫であるといえる。

ウ 当該法人のノウハウ等そのものを非開示とし、業者名を特定する情報を開示とする処分方法も考えられる中、この方法を採用されなかった理由が説明されていない。

エ 他の事例からは、業者名を公にしても、なおも業者から見積りへの協力は得られていることが事実として証明されている。

オ 結局、処分庁の主張は、誤った推測や判断に基づいているに過ぎず、実施機関の適正な事務の遂行に看過し難い支障を及ぼすおそれがあると認められることは、困難であるといわざるを得ない。

カ よって、業者名を公にすることにより、実施機関の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする処分庁の主張に客観的な根拠があるといえないことが明らかで、不当な処分であると考ええる。

(4) 本件決定の理由付記及び全部を開示しないことの決定について

ア 今回の開示しない部分とその理由には、どのような種類・性格の法人であるのか、憲法及び法令上の権利利益の内容・性質等が全く記載されていない。

イ 単に条例の条文をなぞった記載のみで、「情報の種別・内容」と「公にすることによりどのような事象が発生するのか」が全く記載されていない。

ウ 本件決定は、どの非開示部分がどの非開示理由に該当するのか曖昧で、処分庁が従前の処分事例を参考として漫然と文書全体を不開示としたのではないかという疑問等すら生じさせている。

エ 本件決定は、特定した公文書（依頼先から提出された見積書）の全部を開示されていないケースがあるが、一部を非開示にして開示することができない理由（若しくは特定した行政文書の全部を開示しないとした理由）を具体的に明示して通知すべきである。

オ 本件決定は、非開示情報とその他の情報（例えば、提出時の宛名、見積提出日時、見積依頼者が提示した見積項目などに記載された品名・規格・予定数量・単位・備考、見積書そのものの様式名若しくは書式名称、ページ番号など）とを容易に区別することができ、かつ非開示情報が記録され

ている部分を除いた部分には有意な情報が記録されているものと考えている。

カ 本件決定を今後処分庁が再度理由の提示をなされたところであっても、理由の提示の不備の瑕疵が治癒されることはない。

キ 条例第 8 条第 1 項及び手続条例第 8 条第 1 項の規定に違反しており、不当な処分である。

(5) その他について

ア 処分庁から交付された公文書の写しである見積書を確認したところ、開示に同意しない旨の意思表示は見当たらない。

イ よって、著作権法第 18 条第 3 項の規定により、見積書の著作者が見積依頼先に提供した未公表著作物（見積書）について、開示に同意しない旨の意思表示をしていない場合に該当することにより、条例に基づく開示に同意したものとしてみなされる。

ウ 本件処分は、著作権法第 18 条第 3 項の規定により見積書の著作者が開示に同意しているにもかかわらず非開示としたことは著作権者の公表権が侵害されているため違法である。

エ あらかじめ見積依頼書の見積条件等で情報公開請求時の取扱いを記載せず、かつ、処分庁が条例第 15 条第 1 項に定められた手続により見積書の著作者の意思確認をしないまま開示しないとした処分がなされていると思われ、違法な処分であったことに変わりない。

オ 意見の陳述がなされた場合には、条例第 24 条「審査会の調査権限」の規定に基づき、その意思要旨を書面にして提出するよう求めてほしい。もしくは審査会の職権により、「提出書類等」以外の書類（意見陳述の結果（議事録）、職権調査の結果等）がある場合には、当該書類等の写しを審査請求人に対し交付してほしい。

カ 審査会から処分庁に対して書面で質問を行い、処分庁から回答があった際には、審査請求人に対しても当該回答を送付し、意見書提出機会を設けてほしい。

キ 本件処分の違法性及び不当性の全般を審査の対象としてほしい。

ク 処分取消の答申を行うことも考えられますが、紛争の一回的解決の利益を重視し、開示しないこととした部分のその根拠規定及び当該規定適用理由の該当性について判断した上で答申してほしい。

4 処分庁の主張要旨

処分庁が弁明書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件審査請求後の対応について

本件審査請求を受け、令和 7 年 3 月 21 日付けで非開示部分、根拠規定及び

当該規定を適用した理由を変更する決定（以下「変更決定」という。）を下記のとおり行った。

ア 条例第 7 条第 2 号該当情報について

担当者の氏名・担当者印影・連絡先

当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものである。また、第 2 号ただし書のいずれにも該当しない。

イ 条例第 7 条第 3 号該当情報について

(ア) 法人の印影

当該情報は、法人等が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、また、その偽造等の危険性を考慮すると、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また、条例第 7 条第 3 号ただし書のいずれにも該当しない。

(イ) 見積書に添付された別紙により不可と回答のあった見積書の項目及び見積書を整理した資料に記載されている当該項目

当該情報は、見積提出事業者独自のものであって、公にすることにより当該業者の競争上の地位を害すると認められ、業者に不利益を生じさせる可能性がある。当該見積書の別紙（情報公開の可否）質問 1 により不可と回答した場合、公開しないことを条件に任意で提供されたものであって、これを公開すれば、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、当該条件を付することが当該情報の性質に照らして合理的であると認められる。また、条例第 7 条第 3 号ただし書のいずれにも該当しない。

(ロ) 非開示にする旨記載している見積依頼書により提出された見積書

当該情報は、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された、法人等の生産計画や技術力が含まれた情報であり、これを公開すれば、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため、当該条件を付することが当該情報の性質に照らして合理的であると認められる。また、条例第 7 条第 3 号ただし書のいずれにも該当しない。

エ 条例第 7 条第 6 号該当情報について

(ア) 業者名（業者名には、業者名特定可能な住所及び連絡先等の情報を含む。）

当該情報を公にすると、今後、業者からの見積りへの協力が得られなくなるなど、実施機関の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(2) 補足説明について

ア 上記(1)イ(イ)について

当該項目は、残土処分に係る情報である。見積内容は、見積依頼時期や事業規模、各事業者の受入計画等により単価が異なる可能性があり、見積内容が開示されることで事業者に不利益を生じさせる可能性がある。そのた

め、処分庁は見積依頼時に見積内容の開示可否を照会しており、不可と回答した事業者の見積内容については、開示しないこととする。

イ 上記(1)イ(ウ)について

当該項目はアスファルト及び再生下層路盤材に係る情報である。処分庁は、工事発注時の積算資料として地区別の資材単価を算定しており、資材の規格や品質を指定して見積りを依頼している。提出される見積内容は、見積依頼時期や事業規模、各工場の生産計画や技術力等により単価が異なる可能性があり、当該条件を付することが、当該情報の性質、当時の状況に照らし合わせて合理的であると認められるため、開示しないこととする。

## 5 審査会の判断

当審査会は、請求対象公文書に係る本件決定及び変更決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 請求対象公文書について

請求対象公文書は、特定の土木事務所で発注した特定工事の工事設計書において、その予定価格を算定するために使用されたものである。

処分庁によると、処分庁が発注する建設工事及び業務委託において、予定価格を算出するための積算基準の決定にあたり、当該工事及び業務が可能な者から原則5者以上を選定し、文書による見積依頼の上、参考となる見積書を徴収しているとのことである。

(2) 審理対象部分について

審査請求人は、本件決定に係る理由記載及び請求対象公文書の一部を非開示としたことは違法である旨主張し、本件決定の取り消しを求めている。

これに対し、処分庁は、本件決定時においてはその一部を条例第7条第2号又は第3号に該当するとして部分開示としていたが、本件審査請求受理後、上記4(1)のとおり変更決定を行い、一部非開示としていた部分を開示したうえで、非開示とする条例の根拠規定も第2号、第3号又は第6号へ変更した。

変更決定後、審査請求人は、第2号及び第3号を根拠規定として非開示としたことは承服するものの、第6号を根拠規定として非開示としたことについては違法である旨主張し、審査請求を維持していることから、当審査会では、事案の一次的解決の要請も踏まえ、本件審理対象の部分は、本件決定の内容が実質的に変更された変更決定後の第6号の非開示部分とする。

ただし、審査請求人は本件決定時点における理由記載の違法性を主張していることから、本件決定時の理由記載を審査することとする。

(3) 条例の規定等について

処分庁が本件決定及び変更決定において非開示の根拠とした条例第7条第2号、第3号及び第6号の解釈については、条例の「解釈及び運用の基準」に

において、以下のとおり示されている。

ア 条例第 7 条第 2 号について

条例第 7 条第 2 号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。非開示にしない情報としては次のとおりである。

- (ア) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが認められる情報
- (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

イ 条例第 7 条第 3 号アについて

条例第 7 条第 3 号アは、法人等の事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非開示情報としている。

ここでいう「法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、財産権的な権利にとどまらず、信教の自由、学問の自由等の非財産的権利も含まれ、公にすることにより、当該権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものとされている。

具体的には、生産技術、販売、営業等に関する情報で、他者に知られることが法人等の競争上の地位を害すると認められるものや、経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等の自治に対する不当な干渉となるものは、権利利益を害するおそれがあると認められる。

一方で、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報や、法人等が自ら公表している情報は、権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

ウ 条例第 7 条第 3 号イについて

条例第 7 条第 3 号イは、法人等の事業に関する情報であって、「実施機関

の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報としている。

ここでいう「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」とは、条例にいう実施機関が法人等に情報の提供を要請し、当該法人等が公にしないとの条件でこれに応じて任意に提供した情報である。実施機関において、当該情報の提出を求める法的権限があるにもかかわらず、行政指導により情報を提出させた場合や法人等が自己に有利な政策形成を求めて、その根拠資料を実施機関に自発的に提出した場合は、本号には該当しない。

そして、「法人等における通例として」とは、客観的にみて、当該法人等が属する業界、業種において、公にしないとする慣行が存在するかどうかにより、判断する。

また、「当時の状況等」とは、当該条件が付された時点における諸事情を基本に判断することを意味すると同時に、他方において、その後の事情変更を勘案する余地も残す趣旨である。

#### エ 条例第7条第6号について

本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記録されている場合は当該部分を非開示とすることを定めたものである。「適正」とは公にすることによる支障だけでなく、公にすることによる利益も考慮して判断しようとする趣旨である。したがって、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

#### (4) 本件決定及び変更決定の妥当性について

##### ア 本件決定時の理由記載について

(7) 開示請求に係る公文書の全部若しくは一部を開示するとき又は全部を開示しないときは、条例第11条第1項又は第2項に基づき、当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には、全部を開示する場合を除き、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第8条と同様の趣旨で定められた条例第12条第1項に基づき、当該決定をした根拠規定及び当該規定を適用した理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由の提示の制度は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨から設けられたものであり、記載された理由が不十分な場合は、瑕疵ある行政処分となり、取り消すべきものとなる。

- (イ) また、部分開示決定通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、条例第7条各号の非開示情報のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定の条項を示すだけでは、求められる理由付記として十分とはいえない。
- (ウ) 当審査会において、本件決定時の公文書部分開示決定通知書の「当該規定を適用した理由」欄の記載を確認したところ、条例第7条第2号該当部分については、「見積書の担当者氏名及び押印、残土処分地一覧表に記載された担当者及び連絡先を開示することにより、個人の権利及び特定個人を識別できる恐れがあるため。」と記載されており、第3号該当部分については、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例をして公にしないこととされているものであるため。」と記載されており、非開示条項の規定をそのまま引用したに等しい内容が記載されているのみであった。
- (エ) このような記載は、処分庁において、請求対象公文書がどのような理由で条例第7条第2号又は第3号の非開示情報に該当すると判断したのかが当該通知書の記載から了知できるものとは認められない。本件決定は、審査請求人において、どのような理由でどのような情報を非開示としたかを把握できるものではないといわざるを得ず、これのみをもって直ちに本件決定を取り消すべきとまではいえないものの、理由付記に不備がある決定であったと認められる。
- イ 変更決定時の条例第7条第6号非開示部分について
- 審査請求人は、変更決定後の、第6号該当部分について開示すべきであると主張していることから、以下、変更決定時の第6号該当部分の非開示情報該当性について検討する。
- (ア) 当審査会事務局職員において処分庁へ確認したところ、対象公文書である事業者から徴した見積書は、県が発注する公共工事の設計積算に関して、通常、個別の材料単価等については、県で定めた共通単価表や市販されている刊行物に記載された単価情報をもとに積算を行うところ、共通単価表や刊行物に掲載がない資材については、発注案件毎に、当該工事及び業務が可能な者から原則5者以上を選定し、それぞれに見積書の提出を依頼したうえで、提出された見積書の価格を参考に当該資材単価を決定する取扱いとしているとのことである。さらに、見積依頼を受けた事業者には、見積書の提出義務はなく、あくまで任意で協力を受けているとのことであった。
- (イ) 変更決定の第6号該当部分において、処分庁は、対象公文書のうち公開しない部分を「業者名（業者名には、業者名特定可能な住所及び連絡先等の情報を含む。）」としたうえで、当該規定を適用した理由について、

「当該情報を公にすると、今後業者から見積りへの協力が得られなくなるなど、実施機関の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。」と、公文書部分開示決定通知書の別紙に記載している。

- (ウ) 上記のとおり、公共工事の積算で使用する事業者からの見積書徴取の取扱いは、事業者が自ら取り扱っている資材の価格に関する情報を県に無償で提供し、さらに県では、事業者から提供を受けた単価情報を、工事の設計書に反映させるというものであるが、限られた予算でより効果的に公共工事を施工するうえで、資材の実勢価格に相当する単価情報は、県の事業の適正な遂行に不可欠な情報に該当すると認められる。この点、見積書を提出した事業者も、自社の資材取引に係る価格情報を提供するものであり、通常、商取引によって経営を賄う民間事業者にとって、自社の取引価格は、経営において重要な情報に相当することから、事業者の固有の内部情報であると認められる。
- (エ) また、処分庁に対し、公共工事に関する情報公開に関して確認したところ、以下のような説明があった。
  - a 工事設計書について、契約締結後に公文書開示請求があった場合には、原則として、全部開示決定を行っている。
  - b 公共工事の設計積算に採用された見積書の単価情報は、契約締結後は工事設計書の単価表として、公開される。
  - c bを踏まえ、公共工事の施工に関する見積情報に関する情報公開を求められた際には、単価情報については開示するものの、見積事業者の名称は非公開とすることとしている。
- (オ) このことからすると、処分庁が説明する、見積書を提出した事業者に関する情報と、その見積りをした単価を同時に公開することは、県の協力に応じた事業者の営業情報を広く明らかにすることになり、結果として、他者は、公開された情報を基に自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、逆に見積書を提出した事業者はその後の事業活動において不利な立場に置かれるおそれがあること、県に提供した自社の見積情報が情報公開制度に基づき、広く公にされる事実を知った事業者が自らの事業活動上で不利な立場におかれることを危惧して見積書の提出を拒んだり、また、今回のように見積業者名を公にしないとの条件の下で任意の協力を得て入手したものである場合、処分庁と事業者との信頼関係が損なわれるおそれがある。
- (カ) よって、当該情報が公になれば、事業者との信頼関係が損なわれ、今後、見積書作成の協力を得ることが困難になる可能性があり、工事設計の参考情報となる見積書を得られなくなると、適正な積算ができなくなり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

#### ウ 結論

以上のことから、条例第7条第6号を理由に非開示としたことは、妥当である。

#### (5) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 別記1 開示請求の内容

特定の土木事務所で発注された16件の工事の工事設計書（当初）のうち以下の書類。（ただし当該工事の入札参加者に対しての依頼書、提出された見積書及び提出された見積書を整理した資料は除く。）

- ・資機材の単価見積の依頼書
- ・積算歩掛若しくは工法の見積の依頼書
- ・依頼先から提出された見積書
- ・提出された見積書を整理した資料（見積を集計・比較・決定した書類）

#### 別記2 本件対象公文書

特定の16工事分の工事設計書（当初）のうち見積依頼書、見積書、見積書辞退届、見積書を整理した表、単価表、一覧表、一覧表を整理した表、価格表及び建設物価

#### 別記3 審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容         | 審査会   |
|-------------|-----------------|-------|
| 令和7年 4月 1日  | 処分庁から諮問書を受け付けた。 |       |
| 令和8年 3月 19日 | 審議              | 第398回 |
| 令和8年 4月 28日 | 審議、答申           | 第399回 |

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

| 氏 名     | 職 業 等             | 調査審議した審査会       |
|---------|-------------------|-----------------|
| 加 藤 裕 治 | 静岡文化芸術大学文化政策学部 教授 | 第 399 回         |
| 加 納 江 理 | 静岡県立大学看護学部 講師     | 第 398 回、第 399 回 |
| 久保田 誠 実 | 弁護士               | 第 398 回、第 399 回 |
| 下 田 明 宏 | 静岡産業大学経営学部 特任教授   | 第 398 回、第 399 回 |
| 森 下 文 雄 | 弁護士               | 第 398 回、第 399 回 |